

## 住宅確保要配慮者入居促進事業について

### 1. 目的

高齢者・障害者・ひとり親世帯・低所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、住居の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅探しを支援する。

### 2. 内容

#### (1) 区内不動産団体と連携した住まいの情報提供とその仕組みづくり

現在は、区の高齢者系部署や障害者福祉系部署などの各窓口で住宅確保要配慮者から住宅の希望条件や世帯の状況等を聞き取り、それぞれ区内不動産団体に情報提供を依頼し、住宅を紹介しているが、紹介できる物件情報に限りがあるなどの課題があった。

そこで、各窓口で住まいも含めた相談を受けるとともに、住宅課が区内不動産団体および区内不動産事業者と連携し、一元的に情報提供を依頼することで、相談者に合った住宅情報を効率的に提供する仕組みを構築する。

不動産事業者は登録制とし、区が相談者から聞き取りを行った希望条件等を、登録協力店へ一斉に情報提供を依頼し、期限を決めて情報提供のあった物件情報をまとめて相談者へ提供を行う。

#### (2) 入居促進協力金

上記の住まいの情報提供の仕組みを利用した住宅確保要配慮者と、賃貸借契約を締結した賃貸住宅オーナーおよび仲介した不動産事業者双方に対して6万円の協力金を支払うことで、住宅確保要配慮者へ提供可能な賃貸住宅の掘り起こしを図り、入居を促進する。

### 3. 今後のスケジュール

- 9月 不動産関係団体への説明および周知依頼、リーフレットの配布
- 10月 本制度に登録を希望する不動産事業者の募集開始
- 11月 区民に対しての募集開始

### 4. 制度概略図

裏面のとおり

<制度概略図>

